

館林市開発事業道路整備等技術指導基準

○目 次

1 (目的)	1
2 (関連法令)	1
3 (用語の定義)	1
(1)開発道路.....	1
(2)既存道路.....	1
(3)接続道路.....	1
4 (道路の配置設計の原則)	2
(1)平面線形.....	2
(2)平面交差.....	2
5 (道路計画)	3
(1)既存道路及び接続道路.....	3
6 (開発道路)	3
(1)道路幅員.....	3
(2)小区間で通行上支障がない場合の基準.....	4
(3)その他道路に関する技術的細目	4
7 (既存道路及び接続道路)	9
(1)既存道路、接続道路に関する技術的細目	9
8 (参考資料)	12
(1)道路の配置設計の原則.....	12
(2)道路計画.....	12
(3)開発道路.....	13
(4)既存道路及び接続道路.....	21

(目的)

- 1 この基準は、本市における良好な道路整備等を確保することにより、秩序ある都市づくりの推進を図ることを目的とする。また、開発事業を行う者に対し、開発事業に関連する道路等の整備について協力を求める具体的な事項を定めることにより、都市の健全な発展に寄与することを目的とする。
- なお、この基準は、館林市開発事業指導要綱の一部として位置付けるものとする。

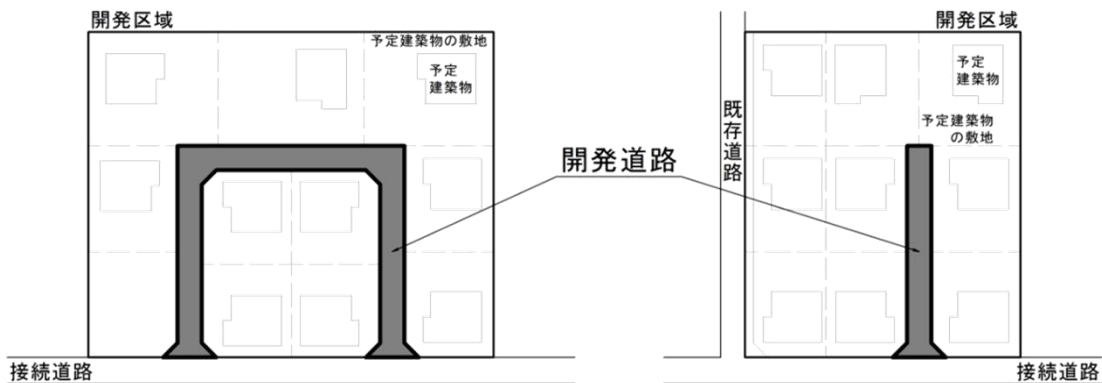
(関連法令)

- 2 法第29条の開発許可に関する道路整備等については、
- 都市計画法 第33条第1項第2号
 - 都市計画法施行令 第25条第1～5号、第29条
 - 都市計画法施行規則 第20条、第20条の2、第24条第1～7号
 - 「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」(群馬県)(以下開発許可制度の手引)に定める基準によるほか、この基準の各号によること。

(用語の定義)

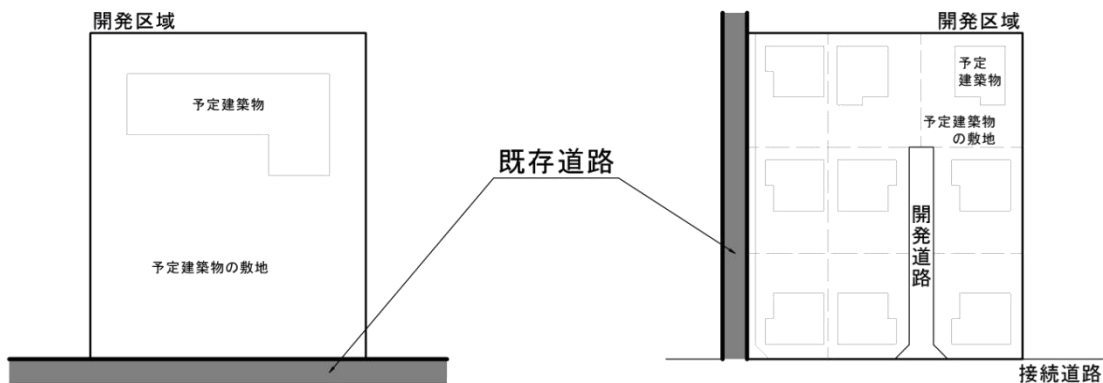
- 3 この基準における用語の意義は、都市計画法(以下「法」という。)、都市計画法施行令(以下「令」という。)、都市計画法施行規則(以下「規則」という。)及び建築基準法等の関係法令並びに開発許可制度の手引によるほか、次の各号に定めるところによる。
- (1) 開発道路 令第25条第2号に規定される道路のうち開発区域内に新設する道路。ただし、既存道路の拡幅部分は除く。

図3-1 開発道路



- (2) 既存道路 令第25条第2号ただし書の規則で定める道路。

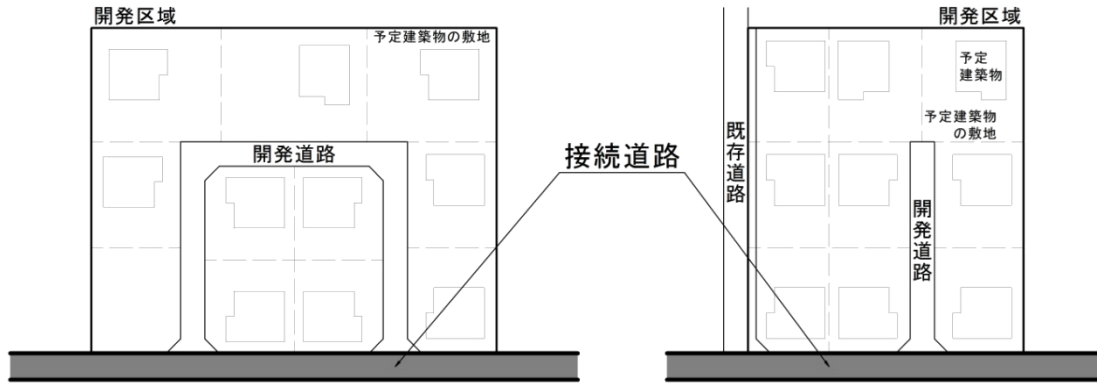
図3-2 既存道路



- (3) 接続道路 令第25条第4号に規定される道路で、開発道路が接続する 建築基準法第42条に

掲げる道路及び道路交通法第2条第1号（一般交通の用に供するその他の場所）の公的管理の道で幅員が4m以上かつ、道路管理者の法32条の同意等を得たものとする。（以下「建築基準法上の道路等」という。）

図3-3 接続道路



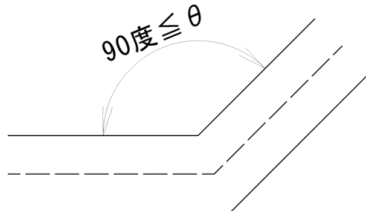
(道路の配置設計の原則) ※参考資料 P 1 2

- 4 開発道路は、その道路に接して敷地となる区域の規模、形状、地形及び周辺の状況並びに予定建築物の用途及び配置等を勘案し、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、主要な開発道路が、相当規模の既存道路に接続するように設計が定められていること。また、関係法令に適合させることのほか、この基準に定めるところにより配置させること。

(1) 平面線形

- ア 平面線形は直線を基本とし、できる限り曲線は設けないこと。
イ 屈曲部は90度以上を標準とすること。

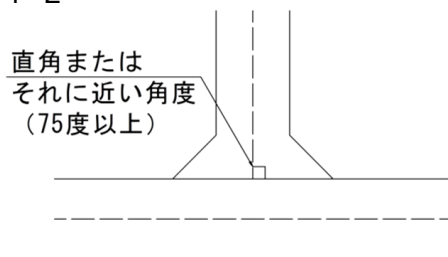
図4-1



(2) 平面交差

- ア 単純で明確にし、複雑な交差を避けること。
イ 直角またはそれに近い角度（75度以上）で交差させること。
ウ くい違い交差、折れ脚交差などの変形交差は避けること。
エ 屈曲部及び曲線部を避けた直線部に交差させること。
オ 既存交差点に開発道路を接続する場合には、交差点処理を勘案して計画すること。

図4-2



(道路計画) ※参考資料 P12

5 道路は、都市計画において定められた道路及び既存道路の機能を阻害することなく、かつ、既存道路と接続する必要があるときは、既存道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。

なお、道路の築造に当たっては、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める基準によるものとする。

また、新設若しくは改良等の予定がある場合は、関係機関と協議し、当該道路に適合する計画及び施工をすること。

(1) 既存道路及び接続道路

ア 既存道路及び接続道路の開発区域に接する部分は、必要があるときは道路後退及び街角（すみ切り）を設け、電柱等は、原則として道路幅員外へ設置すること。

イ 次に該当する場合はあらかじめ公安委員会及び国、県道の場合は群馬県と協議すること。

(ア) 区画線の設置、変更

(イ) 開発区域の取付道路として、既存道路を拡幅する場合

(ロ) 開発区域内の既存道路の交差点を改築する場合

(ハ) 開発区域の取付道路を新設し、既存の道路へ接続する場合

(ニ) 開発行為に関連して交通信号機、標識の新設、移設及び交通規制を必要とする場合

図5-1

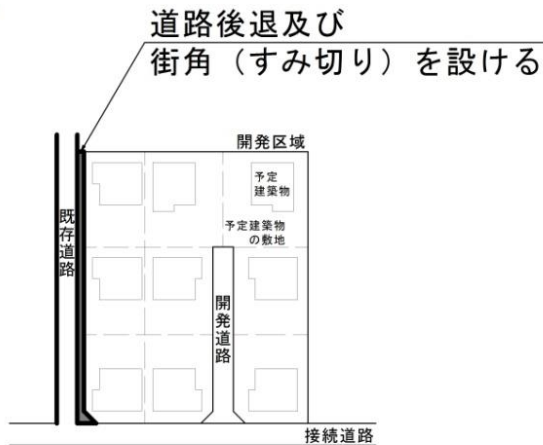
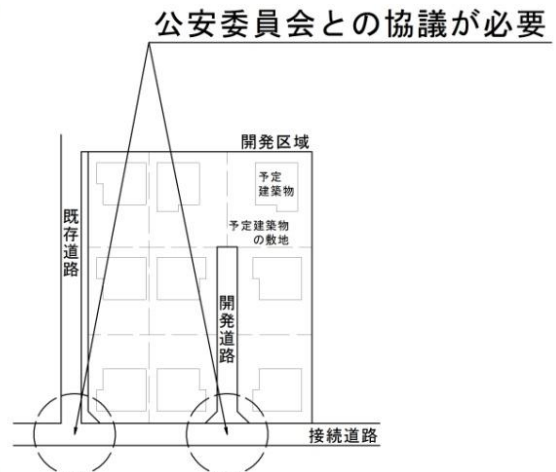


図5-2



(開発道路) ※参考資料 P13～21

6 開発道路の幅員若しくは構造等の基準は次のとおりとすること。

(1) 道路幅員

ア 道路幅員は、次表の数値を原則とし、予定建築物が住宅系の場合は6.0m以上、その他の場合は9.0m以上（開発規模0.1ha未満の場合は、6.0m以上）とすること。

表6-1

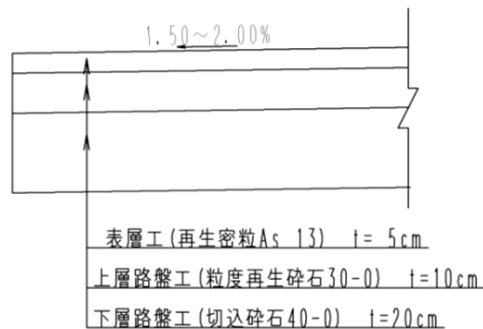
道路	予定建築物	開発規模				
		0.1ha未満	0.3ha未満	0.5ha未満	1.0ha未満	1.0ha以上
開発道路	住宅系	6.0m以上				
	その他	小区間で通行上支障がない場合（令第25条第2号括弧書き）は、5.0m以上				
	その他	6.0m以上	9.0m以上			

- イ 電柱等は、原則として道路幅員外へ設置すること。
- (2) 小区間で通行上支障がない場合の基準
- ア 小区間開発道路は、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為で、主としてその利用者が開発道路に面する敷地の関係者に限られる形状の道路であり、接続道路の幅員が6m以上で、延長がおおむね120m以下（接続道路が既存道路の場合は、幅員4m以上で、延長がおおむね70m以下）であること。
- イ 小区間開発道路の道路幅員は、原則5m以上とすること。
- (3) その他道路に関する技術的細目
- ア 道路舗装及び横断勾配

(ア) 道路は、アスファルト舗装を原則とし、一般開発道路の車道の舗装構成は、表層（加熱アスファルト混合物）5cm、上層路盤（粒度調整砕石30-0）10cm、下層路盤（切込砕石40-0）20cmを標準とすること。幹線開発道路の車道の舗装構成は、舗装設計施工指針、舗装設計便覧、舗装施工便覧、舗装構造に関する技術基準・同解説（公共社団法人日本道路協会）及び平成25年5月9日付け建企第30011-6号「技術基準（車道舗装工の性能規定の訂正）について（通知）」（群馬県）によること。

(イ) 車道の横断勾配は、1.5%以上2%以下を標準とすること。

図6-1-1 車道の舗装構成（一般開発道路）



(ウ) 歩道の舗装構成は、群馬県全域歩道設置基準・解説（群馬県）によること。

図6-1-2 歩道の舗装構成（非透水舗装及び一般的な民家等の出入り口部）

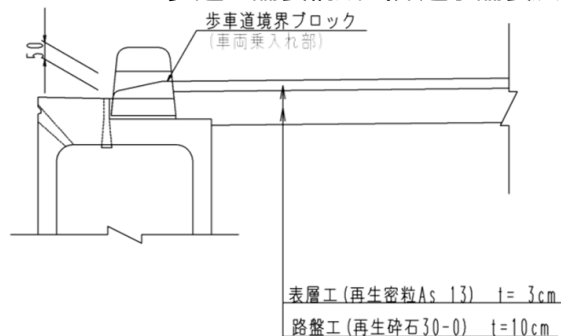


図6-1-3 歩道の舗装構成（透水舗装及び一般的な民家等の出入り口部）

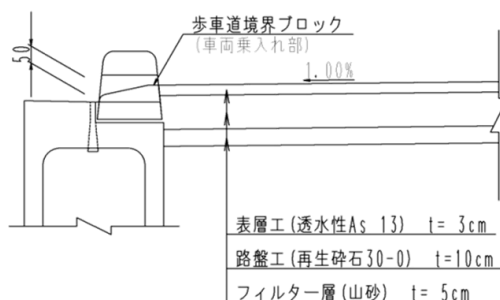


図6-1-4 歩道の舗装構成（コンビニエンスストア等の店舗の出入り口部）

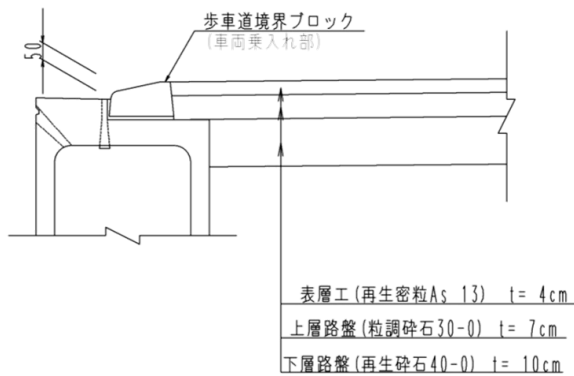
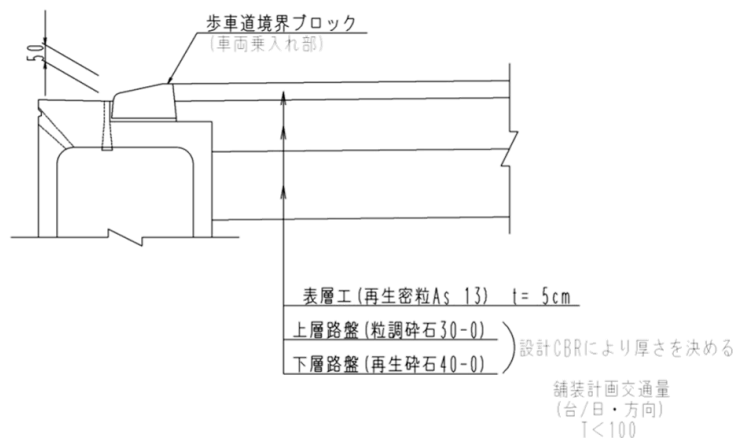


図6-1-5 歩道の舗装構成（ガソリンスタンド・工場等の出入り口部）

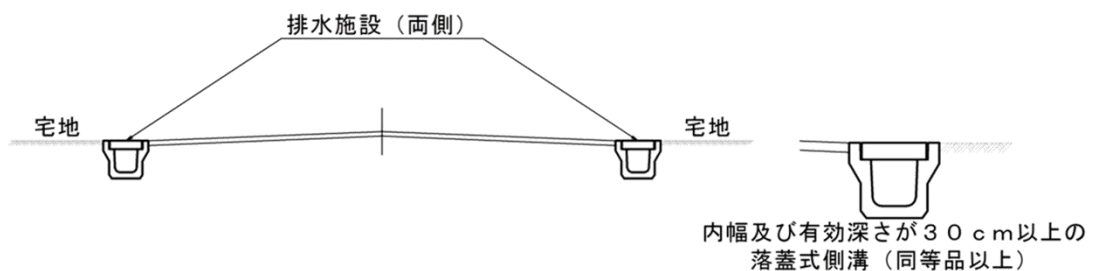


(I) 歩道の横断勾配については、非透水性舗装は2%、透水性舗装は1%を標準とすること。

イ 雨水排水（道路排水施設）

(ア) 排水施設は、道路の両側及び交差部に設置すること。ただし、幅員6.0m未満の道路で、下水道が整備してある場合は片側側溝とすることができる。

図6-2-1

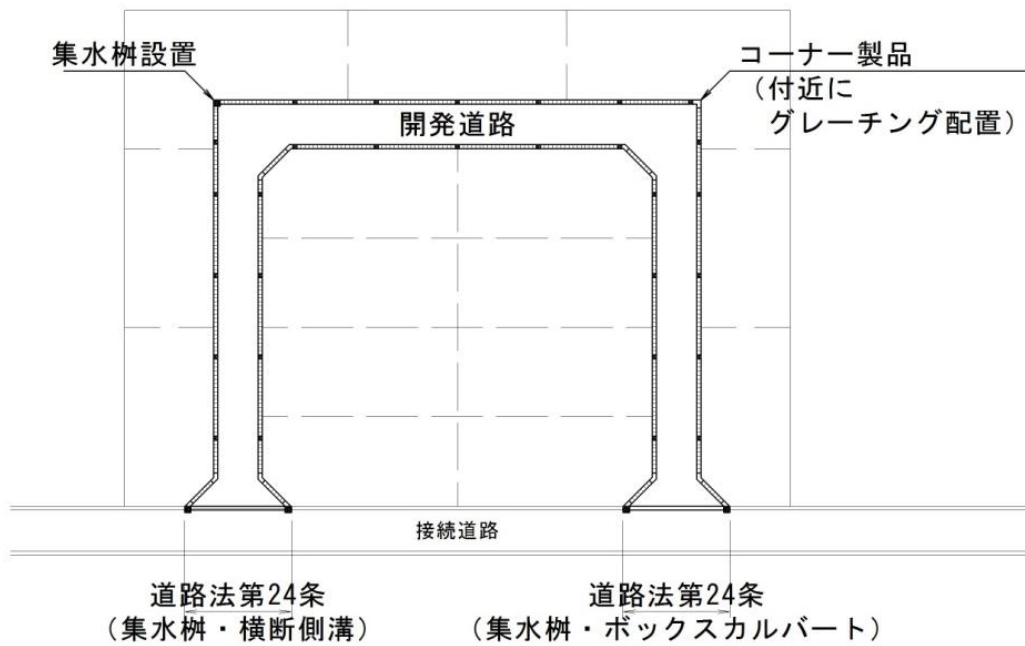


(イ) 排水施設は、設計荷重25t以上の構造とすること。なお、歩道部については、利用車両を考慮した構造（交差点部等は設計荷重25t以上）とすること。

(ロ) 側溝は、内幅及び有効深さが30cm以上の落蓋式側溝（同等品以上）を設置すること。なお、道路横断部は横断用側溝若しくはボックスカルバートを設置すること。

(ハ) 溝蓋は、原則全面に設置し、10m以下の間隔で長さ50cm以上のグレーチング蓋を配置すること。なお、歩道等は細目タイプのグレーチング蓋とすること。また、現場打ち溝蓋若しくはコーナー用の二次製品を使用する場合は、コーナー付近にグレーチングを配置すること。

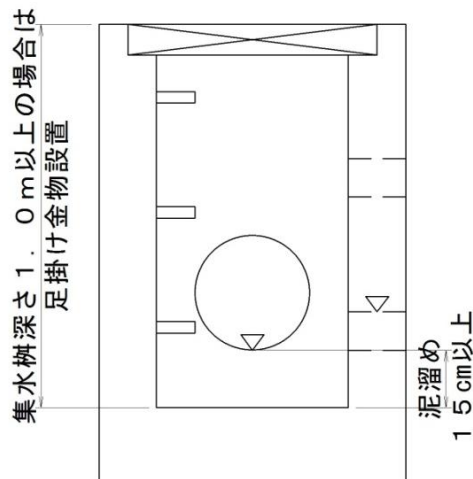
図6-2-2



※10m以下の間隔で長さ50cm以上のグレーチング蓋を配置
 ※既存道路側溝等に接続する場合は手続きが必要(排水放流同意等)

- (オ) 溝蓋を現場打ちとする場合(調整部を含む)は、適切な配筋を設置し、生コンクリート(24-8-20BB 水セメント比55%以下)を使用すること。
- (カ) 集水枘には、グレーチングを設置すること。
- (キ) 縦断勾配の急な道路には、横断用側溝を設置すること。
- (ク) 側溝等の合流部、勾配又は横断面が著しく変化する箇所若しくは道路の曲線が30°以上(すみ切り部は除く)の場合は、集水枘を設置すること。
- (ケ) 集水枘の泥溜め深さは15cm以上(都市計画法施行規則第26条第1項第7号による)とし、集水枘の深さが1m以上となる場合は、足掛け金具を設けること。

図6-2-3

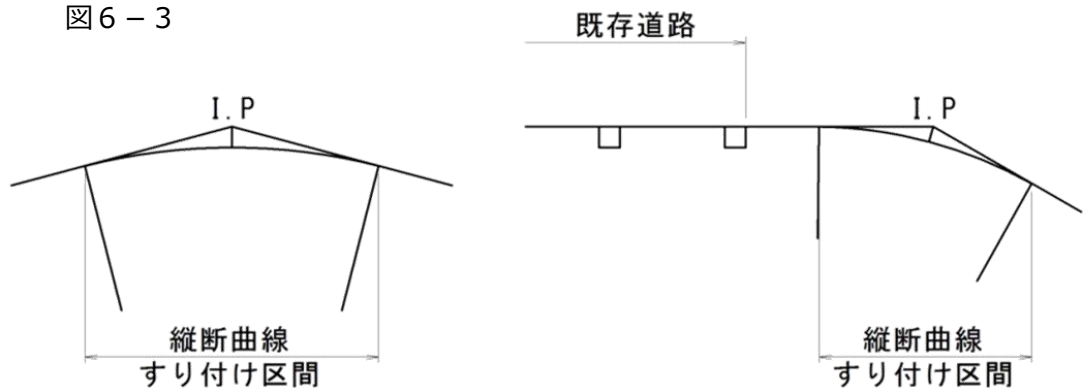


ウ 縦断勾配

- (ア) 縦断勾配は、原則9%以下とすること。
- (イ) 縦断勾配が9%を超え、12%以下とできる区間は、120m以下とすること。なお、9%を超える場合は、すべり止め舗装を標準とすること。

(ウ) 縦断勾配の変化点には適当な縦断曲線を入れること。

図6-3



工 階段道路

(ア) 階段道路は、原則配置しないこと。やむを得ず配置する場合は、路面は26cm以上、けあげは18cm以下、その高さが4mを超えるものにあつては、高さ4m以内ごとに踏幅1.4m以上の踊場を設けることを標準とすること。

(イ) 「手すり」の設置については、建築基準法施行令第25条第2項を準用すること。

オ 袋路状道路

(ア) 『開発許可制度の手引』P40の袋路状道路の基準に適合すること。

(イ) 袋路状道路の道路幅員は、原則5m以上とすること。

(ウ) 袋路状道路終点部の公共施設用地内に地先境界ブロック等を設置し、民地との境界を明確にすること。

カ 街角せん除（すみ切り）

(ア) すみ切りは、次表の数値とすること。なお、表の中間の幅の場合は、直近上位の数値を使用すること。

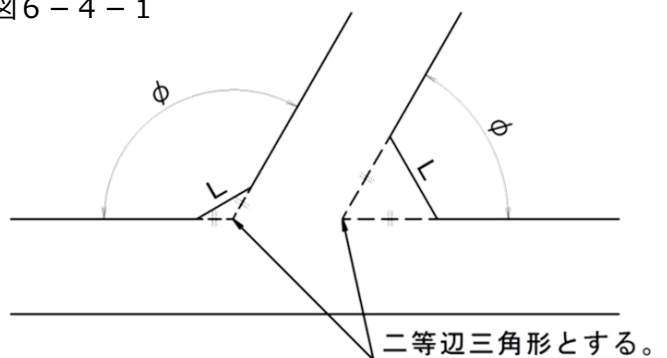
表6-2

街角せん除L

交差角φ	道路幅員								
	4m	5m	6m	8m	9m	12m	16m	18m	20m
90°前後	3	4	5		6	8	10		
60°以下	4	5	6		8	10	12		
120°以上	2	3	4		5	6	8		

※道路幅員：交差する道路のうち狭い方の道路の幅員

図6-4-1



(イ) 以下の全てに該当した場合は片側すみ切りとすることができる。

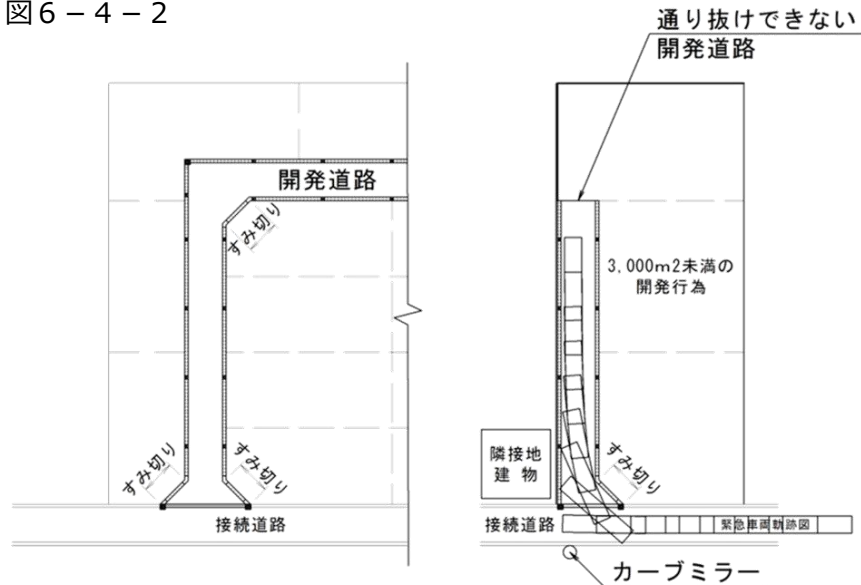
○対象要件

- ① 3,000㎡未満の開発行為であること。
- ② 通り抜けできない道路であること。
- ③ すみ切り部分に建築物等の支障物件がある場合、隣地の協力が得られない場合又は土地利用計画上やむを得ない理由がある場合。

○すみ切りの構造

- ① 道路管理者の受け入れ基準に合致すること。
- ② 緊急車両が円滑に進入できること。(車両軌跡図等による確認)
- ③ カーブミラーを設置すること。(安全安心課と協議が必要)

図6-4-2



キ 歩車道分離

(ア) 歩車道分離については、群馬県全域歩道設置基準・解説（群馬県）によること。

ク 交通安全施設

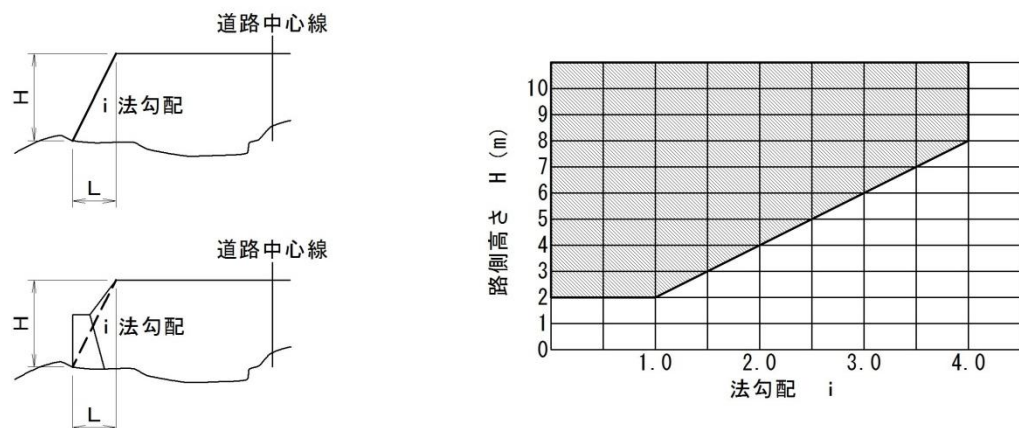
(ア) 交通の安全を図るため、必要に応じて防護柵、照明施設、停止誘導線等を設けること。

(イ) 道路が、がけ若しくは水路等に接している場合、又は屈曲部で必要と認められる場合は、ガードレール、カーブミラー、照明等適当な防護施設を設けること。

(ウ) 防護柵の構造等については「防護柵設置要綱」（社）日本道路協会）に準拠するが、一般的には次に該当する区間に防護柵を設けること。

a 法勾配 i と路側高さ h が下図に示す着色範囲内にある区間

図6-5



- b のり面およびのり尻に岩等が突出している道路で、特に必要と認められる区間
 - c 道路が川、沼池、水路等に近接している区間で特に必要と認められるもの
 - d 道路に鉄道等が近接している区間
 - e 幅員、線形等との関連で危険な区間
 - f 橋梁、高架、トンネル等の前後の道路で特に必要と認められる区間
 - g 歩行者の転落、横断防止のために必要な区間
 - h その他必要と認められる区間
- (I) 歩行者自転車用防護柵の高さは、横断防止柵 80cm、転落防止柵 110cm を標準とすること。

(既存道路及び接続道路) ※参考資料 P 2 1 ~ 2 4

7 既存道路及び接続道路の整備等の基準は次のとおりとすること。

(1) 既存道路、接続道路に関する技術的細目

ア 出入口等（道路法第 2 4 条道路工事施工承認手続きが必要）

(ア) 出入口等の幅員は、4 m 以下（8 戸以上の集合住宅又は店舗等の事務所では 6 m 以下、大型車両の出入りを前提とする大型店舗や工場等の事務所では 8 m 以下とする。この場合において、大型車両の軌跡図を添付すること。）とする。ただし、土地利用及び当該道路の状況に照らて妥当と判断できる場合は、この限りではない。

(イ) 出入口等は原則として次に掲げる箇所には設置できない。ただし、自家用車等生活上出入りが必要となる出入口、その他の自動車の出入りの回数が少ない場合等、交通安全上特に支障がないと認められる場合は、b から d、f を適用しないことができる。

a 横断歩道（自転車横断帯を含む）の中及び前後 5 m 以内。なお、当該箇所に停止線がある場合は、当該停止線から 5 m 以内。

b トンネル等の前後 5 0 m 以内の部分。

c バス停留所。ただし、停留所を表示する標識又は標識板のみの場合は、その位置から 1 0 m 以内の部分。

d 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分。

e 交差点（総幅員 7 m 以上の道路を交差する交差点をいい停止線も含む）の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分。ただし、T 字型交差点の突き当たりの部分は除く。（※上記箇所に該当しない場所についても道路管理、安全上支障があると判断される箇所については適用できない場合もあり。）

f バス停車帯の部分。

g 橋の部分。

h 道路照明灯等の道路附属物、占用物件（信号機も含む）の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占用者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。

(ウ) 歩道の舗装構成等については、6 開発道路（3）その他道路に関する技術的細目によるものとする。

イ 道路後退又は道路拡幅

(ア) 道路後退又は道路拡幅により、道路敷きとなった土地及び街角を切り取りした土地は、既存道路と同等以上の舗装又は改良をすること。なお、排水管の埋設、給水管の取り出し等既存道路を復旧する場合も同様とする。

(イ) 道路後退又は道路拡幅により、道路敷きとなった土地及び街角を切り取りした土地には、電柱等通行の支障となるものを設置しないこと。

- (ウ) 新設若しくは改良等の予定がある場合は、関係機関と協議し、当該道路に適合する計画及び施工をすること。
- (I) 既存道路又は接続道路の開発事業区域側に側溝等の排水施設を設けない場合には、路面に水がたまらない対策を講じること。
- (オ) 既存側溝等の排水施設の移設、改良が必要な場合は、設計荷重25t以上の構造とし、溝蓋を原則全面に設置し、10m以下の間隔で長さ50cm以上のグレーチング蓋を配置すること。なお、道路横断部は横断用側溝若しくはボックスカルバートを設置すること。
- (カ) 側溝等の合流部、勾配又は横断面が著しく変化する箇所若しくは道路の曲線が30°以上（すみ切り部は除く）の場合は、集水柵を設置すること。

参 考 資 料

(参考資料)

8 都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則及び都市計画法に基づく開発許可制度の手引き（抜粋）

○凡例

都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則の内容を記載

都市計画法に基づく開発許可制度の手引き（群馬県県土整備部建築課）の内容を記載

(1) 道路の配置設計の原則 ※P2

(開発許可の基準) 都市計画法第33条第1項第2号

二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次にあげる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

- イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
- ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
- ハ 予定建築物等の用途
- ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

(2) 道路計画 ※P3

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目) 令第25条第1項第1号

法第33条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、法第33条第1項第2号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。

開発許可制度の手引（P30）(1) 道路の全般的基準

道路は、下記に留意して設計するものとします。

- ・都市計画において定められた道路の機能を阻害しないよう設計すること。
- ・開発区域外の既存道路の機能を阻害しないよう設計すること。
- ・接続道路は、開発区域内道路、開発区域外道路の機能が有効に発揮するよう設計すること。
- ・開発区域内の道路は、開発区域の規模、開発区域の周辺道路の状況等を勘案して主要道路、区画道路等を適切に配置すること。

(3) 開発道路

ア 道路幅員 ※P3～4

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目) 令第25条第1項第2号

二 予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6 m以上12 m以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、4 m）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。

ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。

(道路の幅員) 規則第20条

令第25条第2号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が1,000平方メートル未満のものにあつては6メートル、その他のものにあつては9メートルとする。

開発許可制度の手引 (P30～P31 (2) 2号道路)

ア 幅員

予定建築物等の敷地それぞれが、既定の幅員の道路に接していなければなりません。

イ 出入口

2号道路に予定建築物等の敷地の出入口が接することを原則とします。

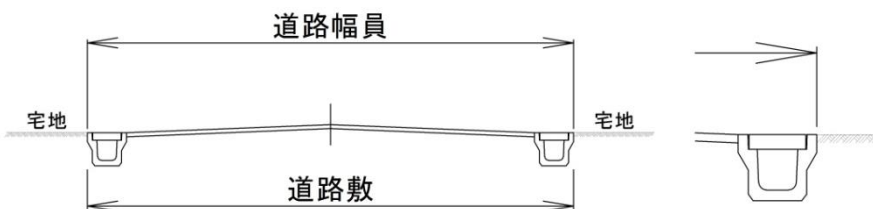
開発許可制度の手引 (P37～P38 (5) 道路幅員)

道路幅員とは、車道、歩道又は植樹帯等の合計の幅員をさします。

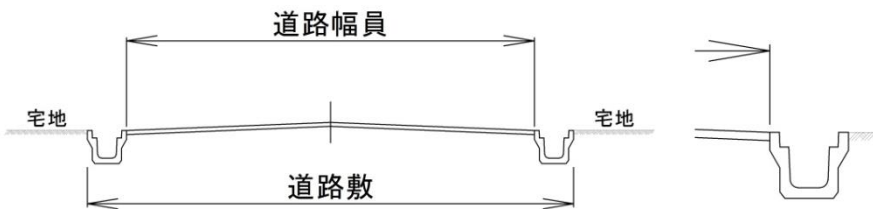
また、電柱等は、原則として道路幅員外へ設置します。

図-12 道路有効幅員の図解

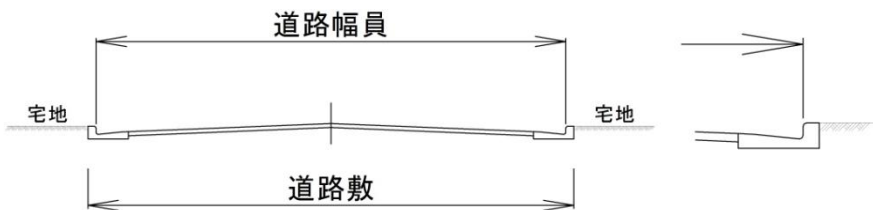
① U型側溝設置の場合 (溝蓋設置)



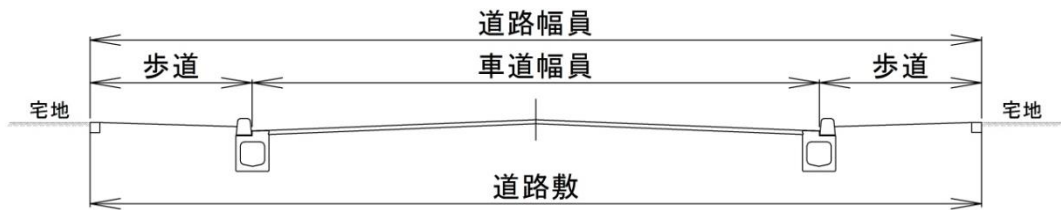
② U型側溝設置の場合 (溝蓋なし)



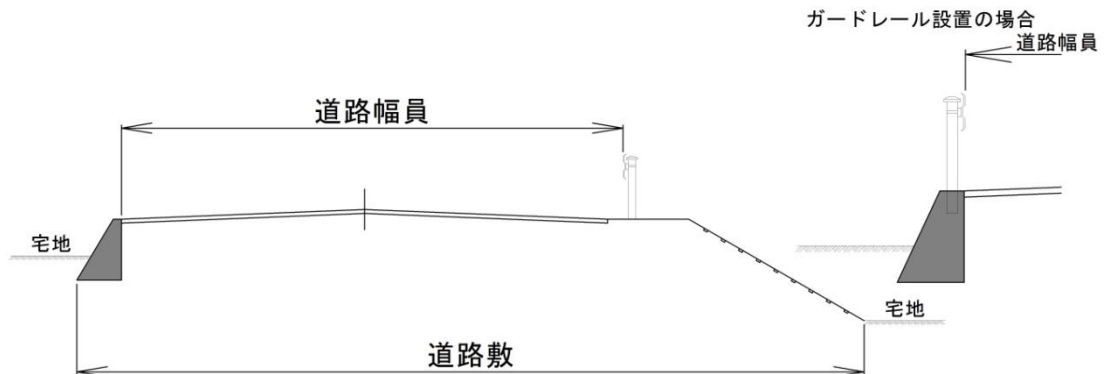
③ L型側溝設置の場合



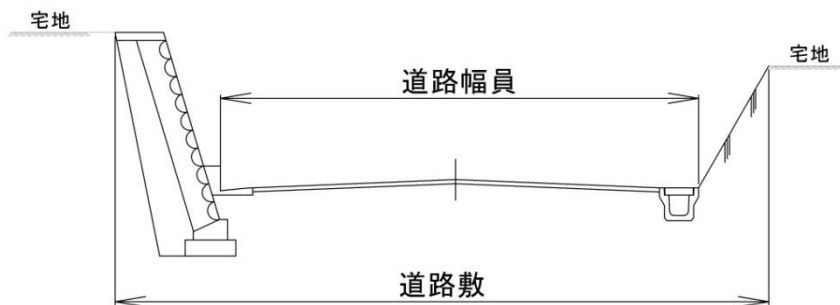
④歩車道分離の場合



⑤盛土の場合



⑥切土の場合



イ 小区間で通行上支障がない場合の基準 ※P4

開発許可制度の手引（P 3 1～P 3 2（2）2号道路 ウ）

「主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において幅員6m未満の新設の開発道路」で「小区間で通行条支障がない場合」は4m以上の道路とすることができます。

2号括弧書き道路（小幅員区画道路）の基準

令第25条第2号括弧書きの「小区間で通行上支障がない場合」とは、次に掲げる要件に該当する場合とする。

- 一 主としてその利用者が開発道路に面する敷地の関係者に限られる形状の道路（幅員6m以上の道路又は歩行者専用道路等によって囲まれた、おおむね250m以下四方の中の小区間の道路）の場合。
- 二 小幅員開発道路の延長が、おおむね120m以下の場合。（袋路状の場合は35m以下）
- 三 小幅員開発道路の両端が、幅員6m（小幅員開発道路の延長がおおむね70m以下で、既存道路の場合は4m）以上の道路（原則として通り抜けているもの）に接続している場合。

なお、袋路状道路にあっては幅員6m以上（既存道路の場合は4m以上）の道路（原則として、通り抜けているもの）に接続している場合。

「小区間で通行上支障がない場合」の道路の計画は、下図を標準とします。

図-3

I字状道路の基本形

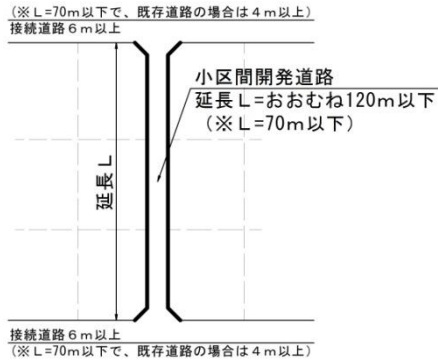


図-4

L字状道路の基本形

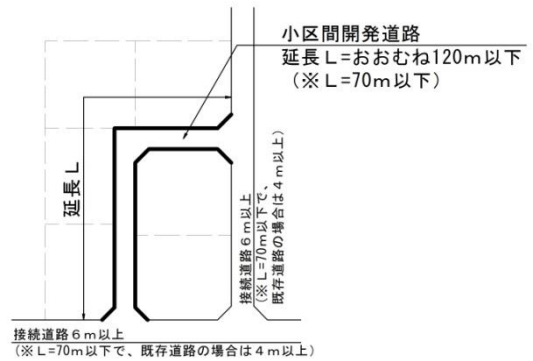


図-5

T字状道路の基本形

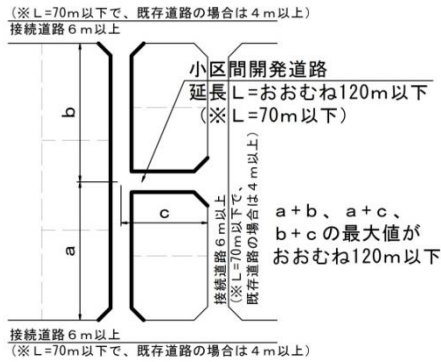


図-6

U字状道路の基本形

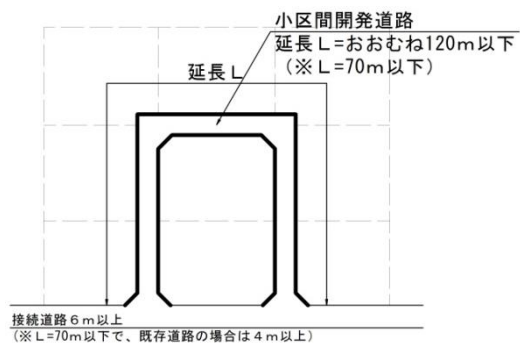
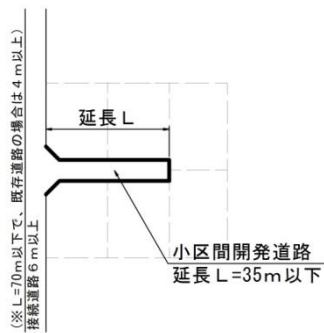


図-7

袋字状道路の基本形



ウ その他道路に関する技術的細目 ※P4～9

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目) 令第25条第1項第5号

五 開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること。

(道路に関する技術的細目) 規則第24条第1項第2～7号

令第29条の規定により定める技術的細目のうち、道路に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 道路は、砂利敷きその他安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の勾配が附されていること。
- 二 道路には、雨水等を有効に排出するために必要な側溝、街渠その他の適当な施設が設けられていること。
- 三 道路の縦断勾配は、9パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12パーセント以下とすることができる。
- 四 道路は、階段状でないこと。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りではない。
- 五 道路は、袋路状ではないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りではない。
- 六 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、適当な長さで街角が切り取られていること。
- 七 歩道は、縁石線又はさくその他これに類する工作物によって車道から分離されていること。

開発許可制度の手引 (P 37 (4) 歩車道分離 (令第25条第5号))

道路幅員9m以上の道路は、下表を標準として歩車道が分離されているものとします。

道路幅員	歩道幅員	車道幅員
9 m	2 m	7 m
12 m	2.5 m × 2	7 m
16 m	2.5 m × 2	11 m
18 m	3 m × 2 から 3.5 m × 2 まで	11 m から 12 m

開発許可制度の手引 (P 38 (6) 道路舗装および横断勾配 (規則第24条第1号))

道路は、砂利敷き以上の舗装とします。

道路の横断勾配は下表を標準として設計されていることとします。

路面の種類		横断勾配 (単位、パーセント)
車道及び路肩等	セメント・コンクリート舗装道及び アスファルト・コンクリート舗装道	1.5 以上 2 以下
	その他	3 以上 5 以下
歩道又は自転車道等		2

開発許可制度の手引（P 3 9（7）雨水排水（規則第24条第2号））

排水施設は、道路の両側及び交差点に設置することを標準とします。

また、計画に当たっては下記に留意することとします。

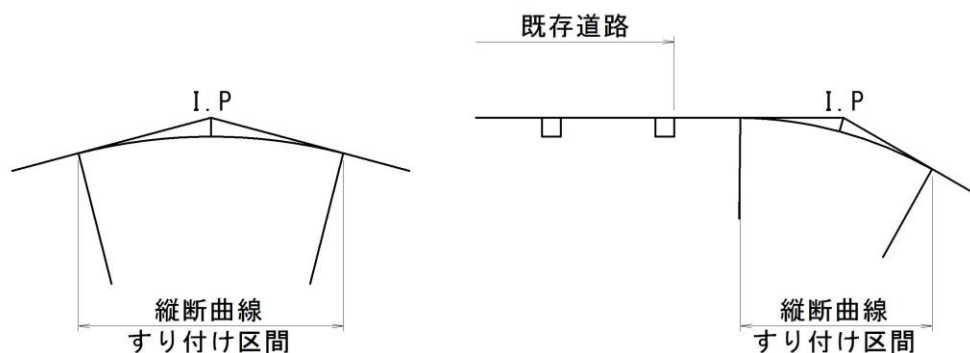
- ・道路の側溝等を道路幅員に含める場合には、対象とする自動車荷重に耐えられる構造にするとともに、道路管理者との協議を満足すること。
- ・湧水がある場合には、側溝下部へ地下排水溝を設け、路床部の含水土を下げること。
- ・縦断勾配の急な道路には、横断排水溝を考慮すること。

開発許可制度の手引（P 3 9（8）縦断勾配（規則第24条第3号））

道路の縦断計画に当たっては、下記に留意することとします。

- ・縦断勾配が9%を超え、12%以下とできる区間は、120m以下とする。
- ・縦断勾配が9%を超える場合は、すべり止め舗装とすることを標準とする。
- ・縦断勾配の変化点には適当な縦断曲線を入れること。

図-13 縦断曲線の設置例

**開発許可制度の手引（P 3 9（9）階段道路（規則第24条第4号））**

歩行者専用道路で階段とする場合は、路面は26cm以上、けあげは18cm以下、その高さが4mを超えるものにあつては、高さ4m以内ごとに踏幅1.4m以上の踊場を設けることを標準とします。

なお、「手すり」の設置については建築基準法施行令第25条第2項を準用して下さい。

開発許可制度の手引（P 4 0～P 4 3（10）袋路状道路（規則第24条第5号））

ア 袋路状道路は以下によるものとします。

袋路状道路の基準

規則第24条第5号ただし書きの「避難上及び車両の通行上支障がない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 袋路状道路延長が35m以下の場合。
- 二 袋路状道路延長が70m以下で、終端に転回広場又は避難通路が設けられている場合。ただし、袋路状道路の延長が70m以下で、袋状道路の幅員が6m以上の場合は転回広場及び避難通路を設けなくてもよい。

四 終端に4 m以上の既存道路が接続している場合。

※避難通路は、幅員2 m以上とし、当該袋路状道路以外の道路又は避難上支障がない公園、緑地若しくはその他の公共空地まで接続されていること。

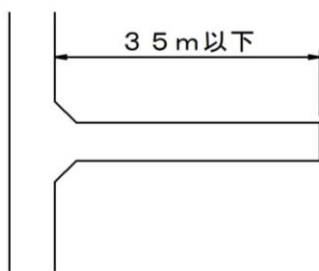
※四号の接続道路については、当該袋路状道路以外の道路に接続していること。

袋路状道路の形状は以下の例によるものとします。

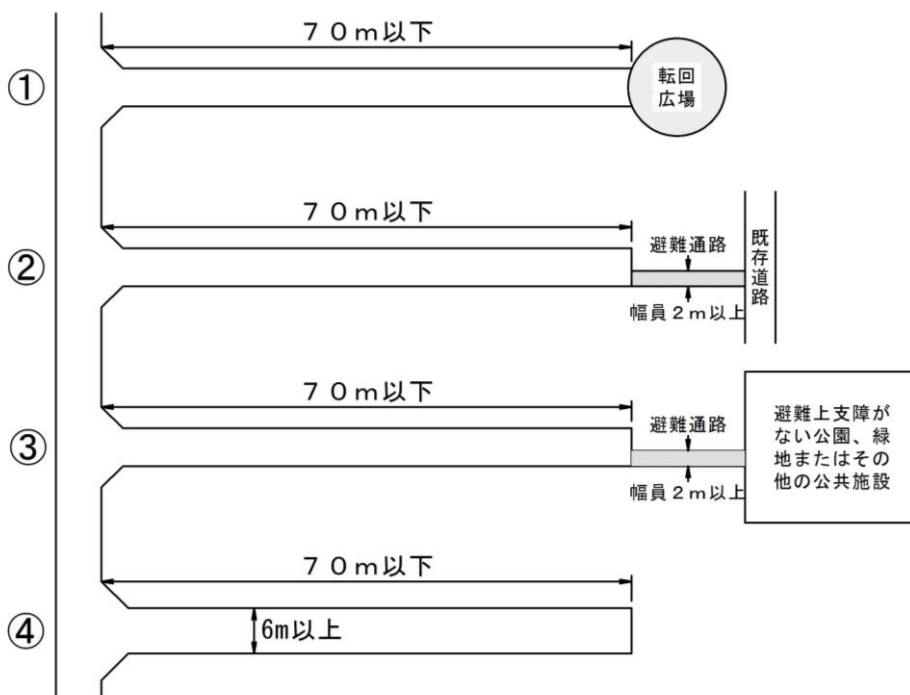
なお、道路の幅員は令第25条第2号及び第4号によります。

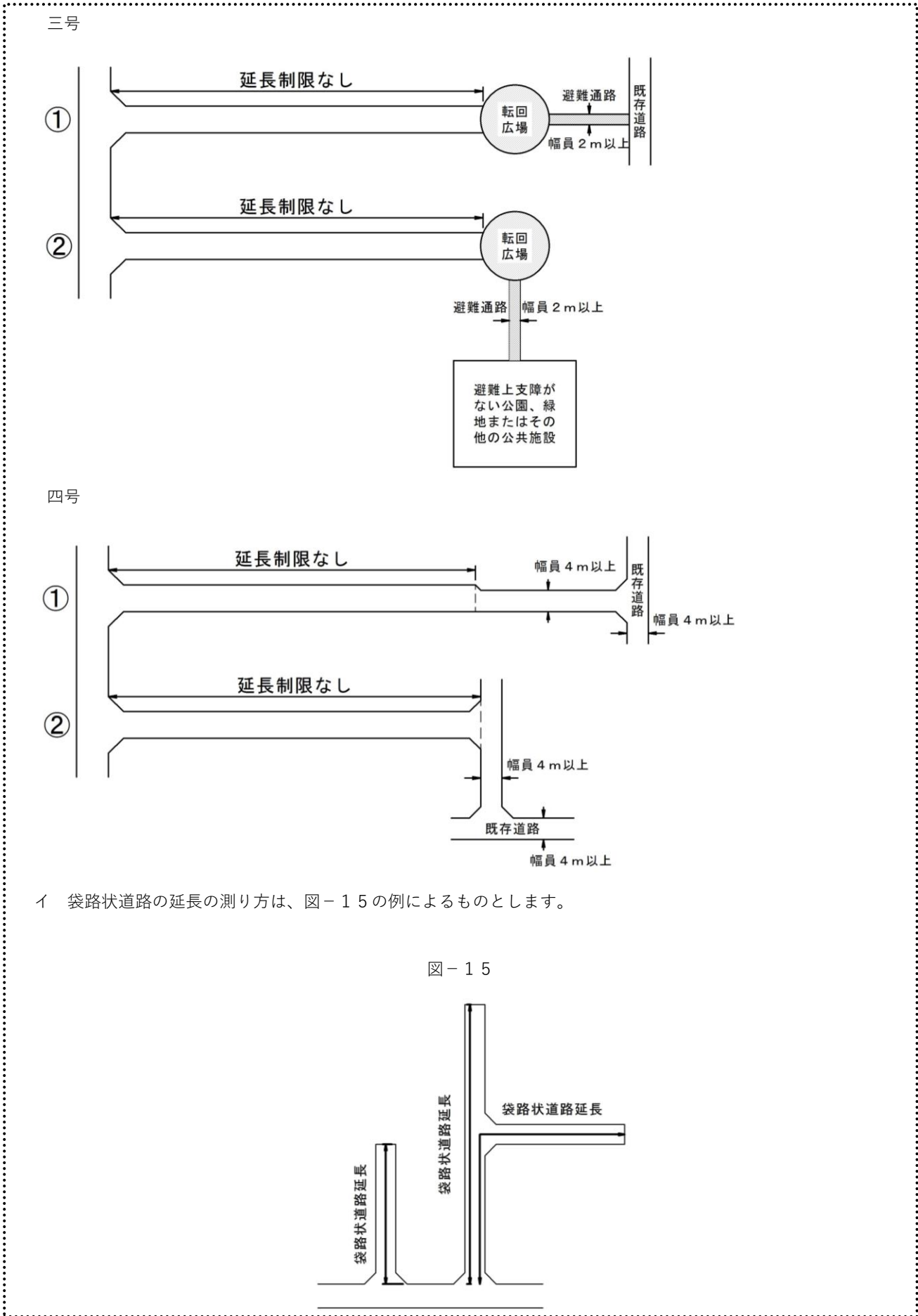
図-14

一号



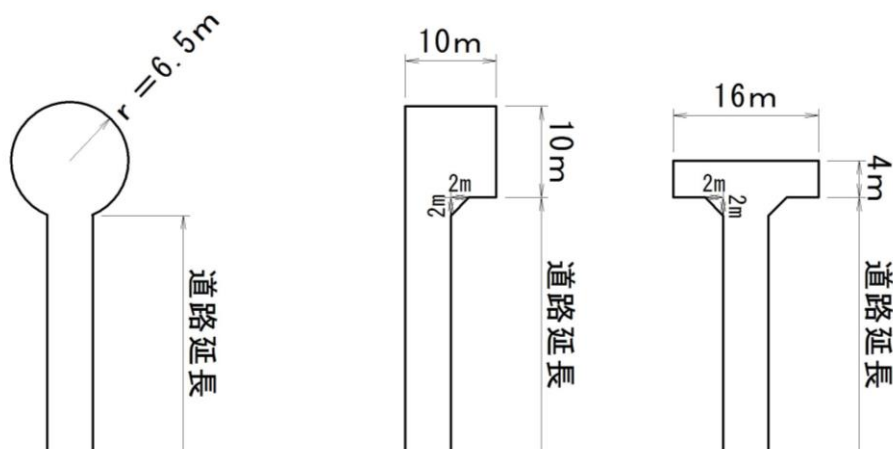
二号





ウ 転回広場は、下図を標準とします。

図-16



開発許可制度の手引（P43（11）街角せん除（規則第24条第6号））

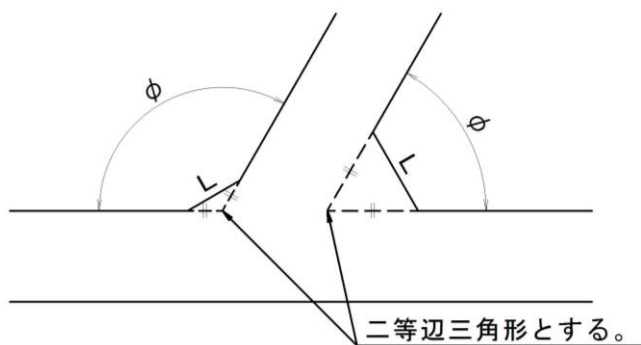
道路の交差部分では、下表により街角が切り取られていることとします。この表の中間の幅の場合は、直近上位の数値を使用します。

街角せん除L

交差角 ϕ	道路幅員								
	4 m	5 m	6 m	8 m	9 m	12 m	16 m	18 m	20 m
90° 前後	3	4	5			6	8	10	
60° 以下	4	5	6			8	10	12	
120° 以上	2	3	4			5	6	8	

※道路幅員：交差する道路のうち狭い方の道路の幅員

図-17

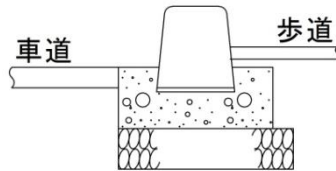


開発許可制度の手引（P 4 3（1 2）歩車道分離）

歩車道分離は下記例を参考とします。

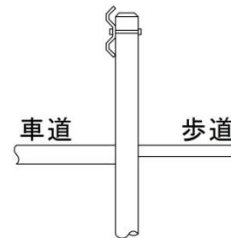
歩車道境界ブロックによる場合

図-18



ガードレール等による場合

図-19

**開発許可制度の手引（P 4 3（1 3）その他）**

以上のほか、道路計画にあたり以下に留意します。

- ・道路は歩行者、通行車両又は住民の安全のために必要な個所には、交通安全施設及び防護施設が設置されていること。
- ・道路の交差角は 90° を原則とし、やむを得ない場合でも 60° 以下を避けることが望ましい。
- ・交差点は、食い違い交差（小区間小幅員を除く）、多脚交差は避けること。やむを得ず行う場合には、ロータリー等の設置により交通対策上支障のない構造とすること。
- ・交通量の多い既存道路に開発区域が接する場合にあっては、道路の接続点に数は、必要最低限とすること。

※本基準は、法、令、規則を運用するための一般的基準を示したものです。

(4) 既存道路及び接続道路 ※P9～10**(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目) 令第25条第1項第2号**

二 予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6 m以上1.2 m以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、4 m）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。

ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。

四 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9 m（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては、6.5 m）以上の道路（開発区域の周辺道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。

(道路の幅員) 規則第20条

令第25条第2号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が1,000平方メートル未満のものにあっては6メートル、その他のものにあっては9メートルとする。

(令第25条第2号ただし書の国土交通省で定める道路) 規則第20条の2

令第25条第2号ただし書の国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
- 二 幅員が4 m以上であること。

開発許可制度の手引（P 3 3（2）2号道路 エ）

既存道路に接して行われる開発行為で、開発区域内に新たに道路が整備されず、予定建築物の用途が、多数の車両の出入りが見込まれる施設（デパート、トラックターミナル等）以外のものの敷地の接道は、以下によることができます。

2号ただし書き道路（単体開発の接続道路）の基準

1. 令第25条第2号ただし書きの道路は、周辺にすでに建物が建ち並んでいるなど、道路整備が著しく困難な場合で、主な既存道路の現況幅員が下表の規定幅員を満たし（※）、かつ、2号に該当する場合に適用することができる。

表 主な既存道路の現況幅員

開発区域		0.3ha 未満	0.5ha 未満	1.0ha 未満	3.0ha 未満	5.0ha 未満	10.0ha 未満
都市計画 区域内	住宅系	4.0 m以上			6.0 m以上		—
	その他	5.0 m以上			6.0 m以上		—

2. 開発区域に接する主要な既存道路の現況幅員が6 m未満の道路で（表中4.0 m以上、5.0 m以上の場合）、当該道路中心から3 m後退し、後退部分を道路とする場合（道路後退という）。この場合、道路後退する部分は、当該道路が開発区域に接する部分とするが、道路管理者との協議により通行の安全等の点で支障がないと認めた場合は、当該道路に接する開発区域の出入口までの範囲とすることができる。（図-9）

ただし、以下の場合は道路後退を要しない。

- a 現況の道路幅員が5 m以上ある場合で当該市町村が後退不要とした場合
- b 開発面積が0.1 ha未満

※主な既存道路の一部が狭小である場合で、狭小部分の幅員が上票の規定幅員の9割以上かつその延長が3.5 m以下である場合、又は交通量が分散できる交差点から先の道路が規定幅員の9割以上の幅員がある場合は規定幅員を満たすものとする。（図-8）

図-8 「道路の一部が狭小の場合」の扱い

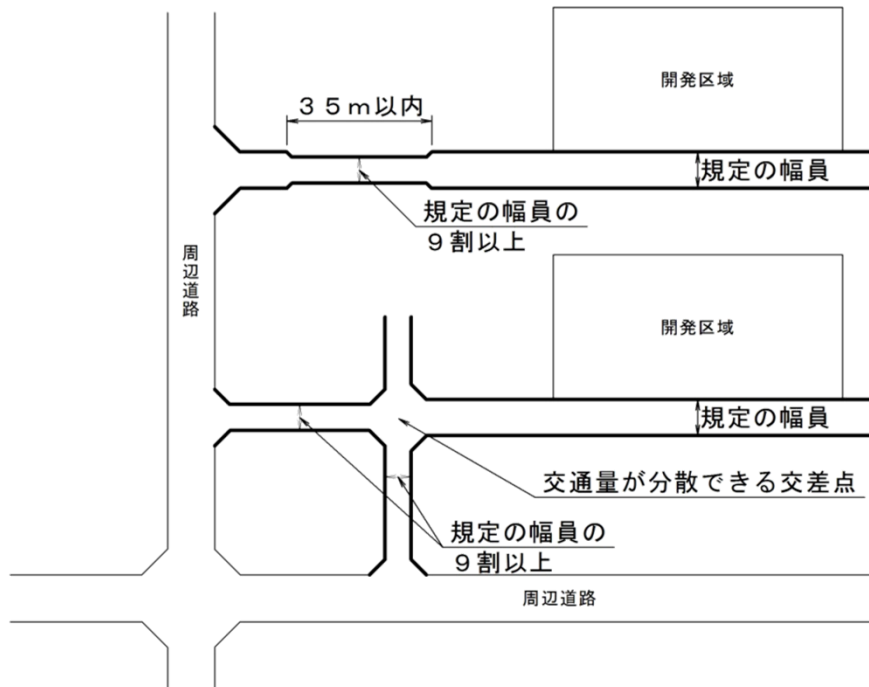
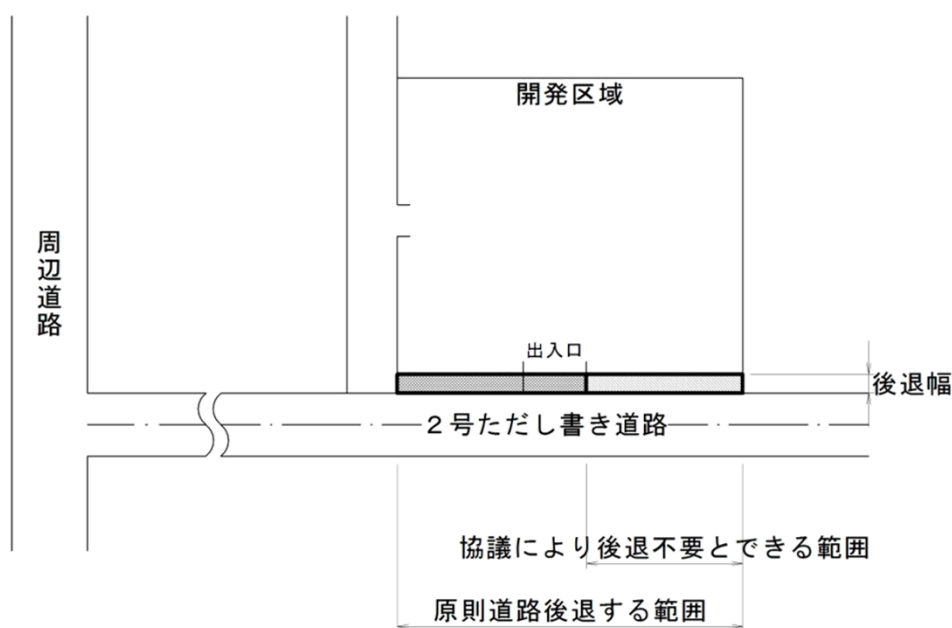


図-9 「道路後退する範囲」の扱い



開発許可制度の手引（P 3 5（3）4号道路 Ⅰ）

令第25条第4号括弧書きの道路は、以下によるものとします。

4号括弧書き道路（既存道路）の基準

1. 令第25条第4号括弧書きの「開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときの車両の通行に支障がない道路」は、周辺に既に建物が建ち並んでいるなど、道路整備が著しく困難である場合で、主な既存道路の現況幅員が下表の規定幅員を満たし（※）、かつ2号に該当する場合に適用することができる。

表 主な既存道路の現況幅員

開発区域		0.3ha 未満	0.5ha 未満	1.0ha 未満	3.0ha 未満	5.0ha 未満	10.0ha 未満
都市計画 区域内	住宅系	4.0m以上			6.0m以上		—
	その他	5.0m以上			6.0m以上		—

2. 開発区域内の主要な道路が接続する既存道路の現況幅員が6.5m未満の道路で（表中4.0m以上、5.0m以上、6.0m以上）、当該道路中心から3.25m後退し、後退部分を道路とする場合（道路後退という）。この場合、道路後退する部分は、当該道路が開発区域に接する部分とするが、道路管理者との協議により通行の安全等の点で支障がないと認めた場合は、当該道路に接する開発区域の出入口までの範囲とすることができる。（図-11-2）

ただし、以下の場合は道路後退を要しない。

- a 現況の道路幅員が6m以上ある場合で当該市町村が後退不要とした場合
- b 開発面積が0.1ha未満

※道路の一部が狭小である場合で、狭小部分の幅員が上票の規定幅員の9割以上かつその延長が35m以下である場合、又は交通量が分散できる交差点から先の道路が規定幅員の9割以上の幅員がある場合は規定幅員を満たすものとする。（図-11-1）

図-11-1 「道路の一部が狭小の場合」の扱い

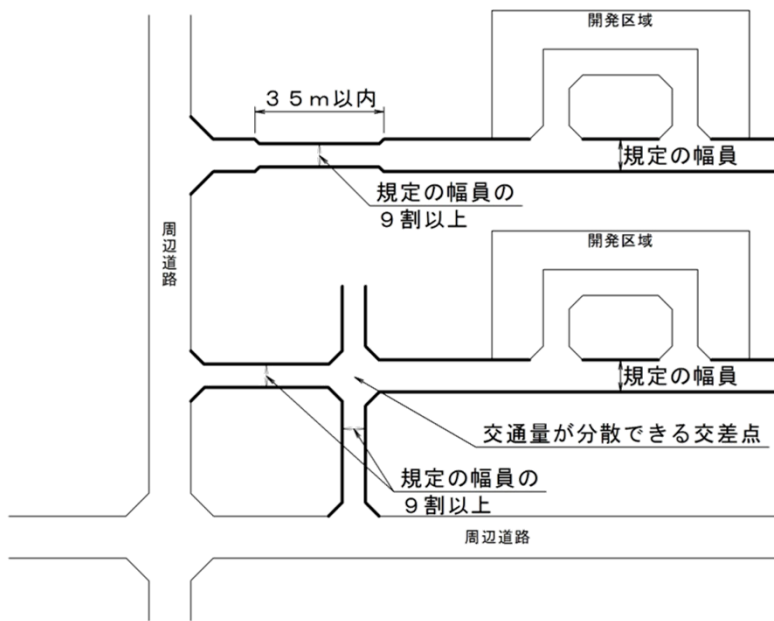


図-11-2 「道路後退する範囲」の扱い

